

## 令和7年度練馬ビジネスチャンス交流会開催に伴う企画・運營業務委託に係る プロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「令和7年度練馬ビジネスチャンス交流会開催に伴う企画・運營業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 件名 令和7年度練馬ビジネスチャンス交流会開催に伴う企画・運營業務委託
- (2) 日程 年3回（令和7年7月・11月、令和8年2月を予定）、区が指定する日で  
1回2時間程度
- (3) 会場 オンライン開催 区が指定するオンラインコミュニケーションツール  
会場開催 練馬区立区民・産業プラザ（練馬区練馬1-17-1）
- (4) 開催方法 オンライン開催 令和7年7月の1回  
会場開催 令和7年11月、令和8年2月の2回
- (5) 主催 練馬区
- (6) 参加者数 1回当たり30者程度
- (7) 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年3月31日  
※ただし、履行後に成績評価を行い、優秀であると評価された場合、最長3年（更新2回）  
の随意契約を行うことがある。
- (8) 業務内容 「仕様書」（要領別紙1）による。
- (9) 概算経費 5,687,000円（税込）  
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。  
※本経費は、会場使用料を除く企画・運営にかかる一切の経費（広報に要する経費や設営・  
開催期間中の運営経費、オンラインコミュニケーションツール使用料等を含む）とする。  
※支払い方法は、結果報告および履行完了報告を区が確認したうえで、請求書を受理した  
のち一括して支払う。なお、本件の支払いについて、前払いは行わない。  
※本経費は、令和7年第一回練馬区議会定例会において予算が成立した時に効力が生じる  
ものである。

#### (10) 開催実績

年度	実施日	テーマ	実施場所	出展者数	商談実績
4	① 7月29日(金)	① ICT化	① オンライン	① 16者	延12件
	② 11月18日(金)	② 新たな取組	② オンライン	② 31者	
	③ 2月27日(月)	③ 農商・農福連携	③ 区民・産業プラザ	③ 34者	
5	① 7月28日(金)	① ICT化	① オンライン	① 19者	延15件
	② 11月13日(月)	② 新たな取組	② 区民・産業プラザ	② 38者	
	③ 2月26日(月)	③ 農商・農福連携	③ 区民・産業プラザ	③ 31者	
6	① 7月26日(金)	① デジタル化	① オンライン	① 19者	延4件
	② 11月18日(月)	② 新規ビジネス	② 区民・産業プラザ	② 29者	
	③ 2月21日(金)	③ 区内農産物の活用	③ 区民・産業プラザ	③ 30者	

※ 令和7年2月21日開催の交流会は予定である。また、本交流会の見学を希望する場合、事前に中小企業振興係（03-5984-1483）に連絡すること。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 直近5年間に自治体等（実行委員会を含む）が主催または共催する同様の企画・運営業務委託または、これに類似する業務実績があること。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

## 4 選定方法

### 4-1 日程

募集要領等の公表	令和7年1月24日（金）
プロポーザル参加表明書、質問受付期限	令和7年2月25日（火）午後5時まで
質問回答日	令和7年2月28日（金）
提案書類受付期限	令和7年3月6日（木）午後5時まで
一次審査 結果通知	令和7年3月18日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年3月21日（金）
二次審査 結果通知	令和7年3月27日（木）

### 4-2 プロポーザル参加表明書の提出

参加を希望する者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）をつぎのとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月25日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール（郵送およびFAXでの提出は不可とする）  
※送信後、電話により到着確認を行うこと。
- (3) 送信場所 産業経済部経済課中小企業振興係  
メールアドレス [KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp)  
電話 03-5984-1483

### 4-3 質問および回答

募集に関する質問は、「質問票」（様式2）に内容を簡潔に記入の上、つぎのとおり行うこと。

- (1) 質問期限 令和7年2月25日（火）午後5時まで  
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール（郵送およびFAXでの提出は不可とする）  
※送信後、電話により到着確認を行うこと。
- (3) 提出先 練馬区産業経済部経済課中小企業振興係  
メールアドレス [KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp)  
電話 03-5984-1483
- (4) 回答方法 令和7年2月28日（金）に区ホームページ内の本委託募集ページにて回答を公表する。

### 4-4 辞退

プロポーザル参加表明書を提出後、辞退する場合は「参加辞退届」（様式3）をつぎのとおり提出すること。

- (1) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送およびFAX、電子メールでの提出は不可とする）  
（受付時間：平日の午前9時から正午までの間および午後1時から午後5時までの間）
- (2) 提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部経済課中小企業振興係

#### 4-5 提案書等の提出

プロポーザル参加表明書を提出した事業者は「提出書類作成要領」（要領別紙2）を参照の上、つぎのとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年3月6日（木）午後5時まで  
（受付期間：平日の午前9時から正午までの間および午後1時から午後5時まで）
- (2) 提出方法 提出場所に持参すること（郵送およびFAX、電子メールでの提出は不可とする）
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎9階 産業経済部経済課中小企業振興係
- (4) 提出書類および提出部数

書類の提出にあたっては、つぎの書類を1冊のファイルに記載の順番で綴り、目次、インデックスをつけること。また、ファイルの表紙には提案事業者名を記載し、本提案に係る責任者名、所属部署等を記載すること。

提出書類		提出部数
関する書類 事業提案に	企画提案書（様式は任意）	正本1部 +副本6部
	様式4「受託実績申告書」	
	様式5「本業務における業務責任者実績申告書」	
	見積書（様式は任意で、内訳がわかるもの）	
関する書類 参加資格に	様式6「会社概要」	
	様式7「安全管理体制確認書（委託事業者等用）」	
	納税証明書（その3の3） 法人事業税納税証明書 直近の決算に係る財務諸表 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	

- (5) 提出書類の差し替えおよび再提出  
受付期間後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 4-6 選定方法

受託候補者の選定は、プロポーザルにおける評価項目に基づき、つぎに示す一次審査と二次審査をもって実施する。

- (1) 一次審査  
参加資格を満たす事業者について、提出書類に基づき審査を行い、合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和7年3月18日（火）までに書面により通知する。
- (2) 二次審査  
一次審査を通過した事業者について、企画提案書等の内容および提案内容についてつぎのとおりプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者

の中から、二次審査の評価が最も高い者を受託候補者とする。

なお、説明者は業務責任者または主な担当となる者とし、3名以内とする。

- ① 日 時 令和7年3月21日（金）（詳細は一次審査結果通知参照）
- ② 会 場 練馬区役所内会議室（詳細は一次審査結果通知参照）
- ③ 選考時間 30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）
- ④ 結果通知 二次審査の結果については、二次審査参加事業者に対して、3月27日（木）までに書面により通知する。

#### 4-7 プロポーザルにおける評価項目

評価項目については下表のとおり。

##### (1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・ 継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業効率の状況</li><li>・ 資金力の有無</li><li>・ 借入金の返済能力の有無</li><li>・ 経営の安全性</li></ul>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 類似業務の契約実績</li><li>・ 業務責任者の類似業務経歴</li></ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務執行体制、要員配置の妥当性</li><li>・ スケジュールの妥当性</li><li>・ 要員の研修体制</li></ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委託目的との整合性</li><li>・ 業務内容の理解度</li><li>・ 提案内容の的確性</li><li>・ 提案内容の具体性</li></ul>
見積価格	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積価格の妥当性</li></ul>
区民雇用の促進・ 区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区民雇用の促進</li><li>・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達</li></ul>
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区内に本店を有する</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮</li></ul>

## (2) 二次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	※一次審査の評価基準と同様
業務実績	※一次審査の評価基準と同様
実施体制	※一次審査の評価基準と同様
受託への意欲・熱意	・商談件数目標の設定 ・提案内容により商談件数目標を達成できる納得性
提案内容	※一次審査の評価基準と同様
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	※一次審査の評価基準と同様
区民雇用の促進・区内事業者の活用	※一次審査の評価基準と同様
区内事業者である	※一次審査の評価基準と同様
その他	※一次審査の評価基準と同様

## 5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

なお、つぎのいずれかに該当する場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として選定することができる。

- (1) 受託候補が本件の契約を辞退した場合
- (2) 契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合
- (3) 虚偽の提案を行ったことが判明した場合

## 6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（要領別紙3）に基づき取扱うものとする。

## 7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点

で失格とする。

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとすることがある。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区産業経済部経済課中小企業振興係 担当：橋本、大藤

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎9階

電話 03-5984-1483 メールアドレス KEIZAI@city.nerima.tokyo.jp